

市民ミュージアムの活動について

あゆみ

【沿革】

- 1980(昭和55)年 川崎市博物館構想委員会を設置(担当:教育委員会)
漫画・写真・映像文化センター構想を発表(担当:企画調整局)
- 1981(昭和56)年 川崎市博物館基本構想を策定
現代映像文化センター基本構想を策定
- 1982(昭和57)年 川崎市博物館建設調査委員会を設置(教育委員会)、同時に展示基本計画を策定
現代映像文化センター基本計画委員会(企画調整局)、基本計画を策定
- 1983(昭和58)年 川崎市博物館資料収集委員会(教育委員会)
現代映像文化センター収集委員会を設置(企画調整局)
仮称川崎市博物館・現代映像文化センター一体化に関わる委員会を設置(企画調整局)
基本計画を策定(昭和59年3月)
- 1985(昭和60)年 3月 建築基本設計および展示基本設計が完了
- 1985(昭和60)年 4月 教育委員会市民ミュージアム準備事務局が発足
- 1985(昭和60)年 11月 建築実施設計が完了
- 1986(昭和61)年 3月 展示実施設計が完了および建築工事着工
- 1987(昭和62)年 7月 展示工事着工および川崎市市民ミュージアム条例を制定
- 1988(昭和63)年 11月 川崎市市民ミュージアム開館
財)川崎市市民ミュージアムに管理運営を全面委託
財)川崎市市民ミュージアムが財)川崎市博物館振興財団に名称変更
- 1999(平成11)年 包括外部監査による指摘「民間であれば倒産状態」と経営全般への指摘
- 2004(平成16)年 2月 川崎市博物館振興財団と川崎市生涯学習事業団が統合、
財)川崎市生涯学習財団が設立
- 2005(平成17)年 4月 市民ミュージアム改革基本計画
11月 経営形態の変更・管理運営を直営化、学芸業務は財)川崎市生涯学習財団に委託
館長を公募任用(任期を2年延長し、5年任用)
- 2006(平成18)年 4月 市民ミュージアムを教育委員会から市民子ども局に移管
- 2010(平成22)年 4月 「市民ミュージアム改革の進捗状況と今後3年間の取組方針」策定
- 2011(平成23)年 3月 「市民ミュージアム新たな取組方針「めざす姿の実現に向けて」」策定
- 2014(平成26)年 3月 「川崎市市民ミュージアムへの指定管理者制度導入に向けたパブリックコメントの
実施結果について」市民委員会への報告
- 2016(平成28)年 1月 川崎市市民ミュージアム条例の改正議決
- 2016(平成28)年 3月 指定管理者制度導入(アクティオ株式会社・株式会社東急コミュニティー)
- 2017(平成29)年 4月 令和元年東日本台風により被災
- 2019(令和元)年10月 ~現在休館中

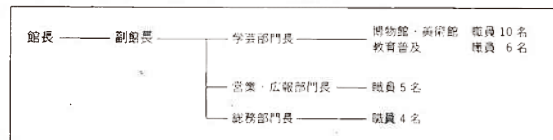


総工費(当時)	
建築工事費	8.8億円
展示工事費	2.3億円
資料収集	2.1億円
運営費	1.0億円
合計	15.0億円



【運営体制 令和元年度】

運営管理:アクティオ・東急コミュニティー共同事業体



施設概要

所在地 川崎市中原区等々力1-2
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 規模 地上3階地下1階
 敷地面積 25,358㎡
 建築面積 8,386㎡
 延床面積 19,542㎡
 常設展示室、企画展示室、アートギャラリー、映像ホール等

設計

建築設計者 ㈱計画連合(担当 菊竹清訓)
 展示設計者 ㈱トータルメディア開発研究所

設立の経緯

1980(昭和55)年から始まった構想では、市立博物館と現代映像文化センターのそれぞれの建設をめざし、個別に計画を進め、施設内容等の具体的な検討などを進めてきたが、両文化施設がともに、市民に広く開放された新しいミュージアムをめざしており、活動内容を総合化することにより、相乗効果の高まりが期待できることを理由とする判断から、両文化施設を総合化し、一本化する方針に変更された。

これまで、それぞれの施設で基本計画委員会等を設置して計画を進めてきたため、その性格も異なっているものの、安易な融合にならないような特色ある施設づくりの検討が進められ、そして都市川崎の過去を記憶し、現在を知り、未来を予見する総合ミュージアムとして、また市民の生涯学習と文化活動の核となる一大文化センターとして総合化することについて、基本的に合意し両施設を台架する計画が進められた。

博物館は、「風土と人の調和」を基本理念として、「水」を切り口とした6つのテーマによる展示を行う歴史・民俗博物館として計画され、川崎の地域としての自然と歴史を学びながら、川崎という地域の過去の歩みと未来の接点の中で見つめ直そうとしつつ、市民が自ら生活や地域の将来を考えていく場を作り出そうとする。従来の歴史博物館や郷土資料館とは性格を異にするものである。

一方、現代映像文化センターは、いわゆる名画展示を中心とした美術館ではなく、現代美術や映像を対象としながら大衆芸術にスポットをあて、市民の多くが親しめる多参加型の施設をめざすことに主眼をおき、ポスター、イラストレーション、版画などに代表されるグラフィック作品、写真、漫画、映画、ビデオなど、時代性や社会動向を鋭敏に反映する大衆芸術、複製芸術を対象とする美術館として計画され、1988(昭和63)年11月に「都市と人間」を基本テーマに掲げ、博物館と美術館の複合文化施設として川崎市市民ミュージアムは開館した。

ミュージアム改革

開館2年目には入館者数が30万人を超えるなど多くの来館者があったが、年々来館者が減り、2000(平成12)年には入館者が8万人台になるなど大幅な利用者の減少などの事態を受け、運営の問題点の流出し、独自マニフェストの作成等を行っていたところ、2004(平成16)年2月に包括外部監査から、「民間であれば倒産状態、再生委員会を設置して基本テーマ・コンセプトの見直しと収支の考え方などを検討すべき」等との厳しい指摘を受け、同年4月に学識者、市民等からなる「市民ミュージアム改善委員会」を設置し、5年間の「改革基本計画」を策定しミュージアム改革の取組を行った。

主な取組としては、生涯学習財団への管理運営委託の廃止と市直営化(学芸部門は委託)、民間から館長を招聘、学芸9部門の博物館部門(考古、歴史、民俗)と美術館部門(美術文芸、漫画、写真、映画等)に再編、教育委員会から市長部局へ移管を行った。

改革基本計画期間終了後も「総合博物館として文化・芸術を活かしたまちづくりを推進」していく必要があることから、「今後3年間(2011(平成23)年度~2013(平成25)年度)の取組方針」を策定して「めざす姿」掲げ、さらに3年後に「新たな取組方針」を策定し、「ミュージアム改革」に継続して取組んだ。

【市民ミュージアムがめざす姿】(平成23年策定「今後3年間の取組方針」から継続)

- ①市民ミュージアムの強みや川崎の持つポテンシャルを活かし全国に発信できるミュージアム
- ②市民に親しまれる川崎発の市民文化の伝承と創造の発信拠点としてのミュージアム
- ③生活にうるおいをもたらす、地域の活性化に貢献する拠点としてのミュージアム

指定管理者制度移行から現在

ミュージアムの「めざす姿」を着実に実現していくためには、管理運営体制の整備・強化が必要であり、基幹業務の総務・企画・教育普及業務は直営、学芸業務は単年度契約による委託では、長期的な視点にたった調査・研究の実施及び企画展の立案等の継続性を安守して担保できないため、権限と責任を明確にした管理運営体制の構築と運営の効率化をめざし、全ての部門を対象にした指定管理制度を2017(平成29)年度より導入した。

導入後は、学芸員の離職などの課題はあるものの、指定管理者ならではの時宜を得た企画や、効果的な広報の取組等、結果として集客増につながり、2018(平成30)年度には総利用者数が30万人を超える(歴代2位)など、今後も期待されていたところ、昨年10月の令和元年東日本台風により被災し、現在休館中である。

【過去5年の総利用者数 単位:人】

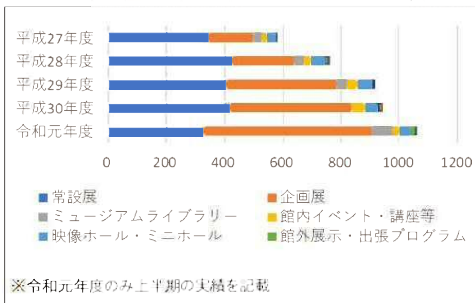
	平成27年度 (直営)	平成28年度 (直営)	平成29年度 (直営)	平成30年度	令和元 年度
総利用者数	177,176	181,910	282,211	302,999	177,284

過去の展覧会や特出すべき成果（定量）

※すべて数値は過去5年間の年報より算出

1 企画展の利用者数が増加し、年間30万人以上の集客を実現

表1 1日平均利用者数の変化 単位：人



※令和元年度のみ上半期の実績を記載

平成27年度以降、ミュージアムの利用者数は増加傾向で推移している。令和元年度は浸水被害により10/12以降の利用者が見込めなかったにも関わらず、上半期の実績値から推定すると、令和元年度も平成30年度に引続き、30万人を超えていたと思われる。

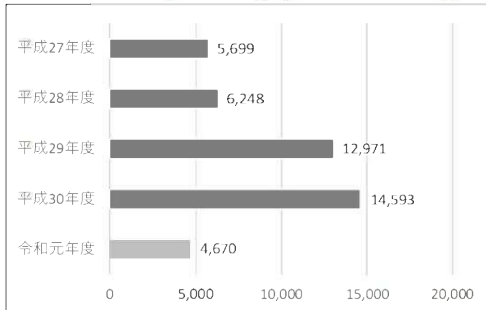
表2 企画展利用者数の推移(1日平均) 単位：人

年度	利用者数(人)
H27	151
H28	212
H29	378
H30	417
R1 (~10月11日)	581

特に企画展の利用者数の増加は著しく、全体の利用者数の増加に大きく貢献している

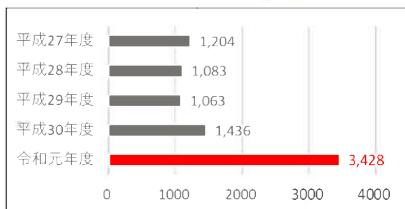
2 積極的なイベント・講座の実施が利用者数の増加に貢献

表3 館内イベント・講座等の年間総利用者数の推移 単位：人



イベントや講座の利用者数が平成29年度以降顕著に増加。また、令和元年度には浸水被害による休館への対応として、アウトリーチ活動に非常に力を入れた結果が数値としても表れている。

表4 館外展示・出張プログラム等年間総利用者数の推移



3 近年のトレンドを捉えた企画展や、地域連携による企画展により館の魅力を発信

過去5年間に開催された企画展の内、上位10位は平成29年度以降のもので占められており、全体としても近年の企画展が集客数を伸ばしている傾向がある。企画展テーマも多岐に渡り、時代の変化に対応した内容のものが多くの来場者を惹き付けているものと考えられる。

表5 平成27年度～令和元年度開催企画展の来場者数ランキング上位10

順位	企画展名	一日当たりの来場者数	開催年度
1位	MJ's HES みうらじゅんフェス! マイブームの全貌展	725人	H29
2位	201川崎フロンターレ展	657人	H29
3位	かこさとしのみつ展 だるまちゃんどさがしにいこう	611人	H30
4位	からくりトリックの世界展	585人	H29
5位	2014川崎フロンターレ展	504人	H30
6位	若合光昭写真展	476人	R1
7位	CDデビュー30周年記念! SHISHAMO展	409人	H30
8位	日本・デンマーク国交樹立150周年記念 アンデルセン展	359人	H29
9位	音のくらしと家庭の道具	321人	H30
10位	なばたとしたが こびとづかんの世界	310人	R1

ほぼ毎年行われている「川崎フロンターレ展」や、市内の学校と連携した「音のくらしと家庭の道具展」は安定した来場者数があり、地域と密着した企画展も館の魅力として認識されていると考えられる



特出すべき成果（定性）

1 地域の大学や団体等との連携活動の推進

横浜国立大学と連携して毎年行っている「アートツール キャンパス」や、市民団体「川崎おやじ連」と連携した「おやじ de ミュージアム」など、地域連携によるイベントを展開。市民とのネットワークを作るとともに、地域の活性化に貢献している。



2 市民芸術家の活動の場づくりへの取り組み

館内のアトリエ工房を一般に開放したり、定期的に「かわさき市美術展」や版画作品の展示会を開催して市民芸術家の作品を展示するなど、市民の文化芸術活動を継続的に支援してきている。

3 多様な市民に配慮された活動プログラム

子育て世代に配慮した「ベビーカーツアー」や「ママカフェ」の実施、障がい者福祉プログラムの実施など、多様な来館者に配慮した、日本でもまだ実施しているところの少ない活動プログラムに積極的に取り組んでいる。



ベビーカーツアーの様子

4 多世代が関わる組織化されたボランティア

「地域に根ざした存在」となるよう、平成20年度から「ミュージアムボランティア」の制度を導入。展示ガイドだけでなく、学校対象事業や子育て支援事業、高齢者事業、講座・イベントなど、館の多様な活動プログラムを支えるためのサポート体制が整っている。
※平成30年度の登録者数80名

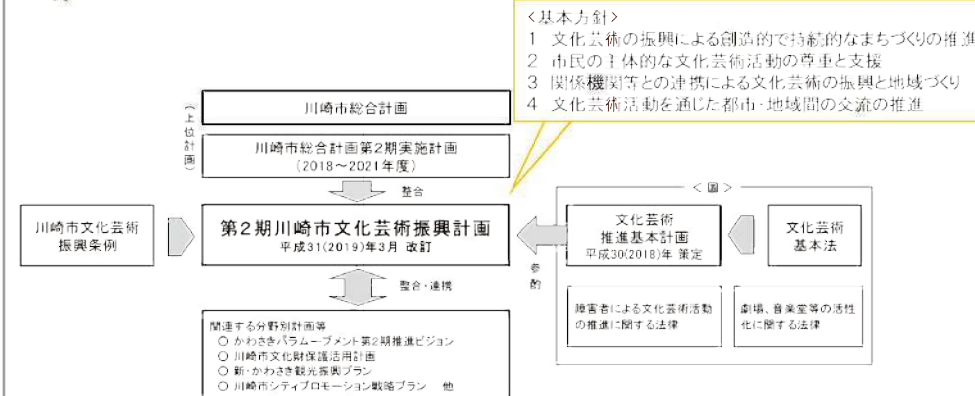


大きく2つの活動を展開
「まなピース」
館所蔵の作品や資料の魅力を発信する活動
「ミサボ」
館が行う様々な事業のサポートをする活動

川崎市の文化に関わる計画等

○ 第2期川崎市文化芸術振興計画

川崎市文化芸術振興計画は、川崎市文化芸術振興条例（以下「振興条例」という。）第7条に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であり、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っており、また、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方公共団体が定める「文化芸術の推進に関する計画」に該当する計画であり、本市の文化芸術振興の方向性を定め、具体的な取組みを進めている。第2期計画では、振興条例の理念に基づく4つの「基本方針」を定めている。



市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書

(目的)

第1条 令和元年10月12日における台風第19号により被災した市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援の要請にあたり、支援者に対する交通費等の支払いに関して、川崎市を甲、一般社団法人国宝修理装国宝装演師連盟を乙とし、甲、乙両者間において、次のとおり「市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定」を締結する。

(経費)

第2条 市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等及び謝礼金に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、負担金として、2,463,560円を負担する。

2 甲が支払う負担金は、概算払いとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

(交通費等)

第5条 甲が負担する交通費は、川崎市旅費支給条例に準じて算出した額とする。

2 市民ミュージアムにおいて収蔵品レスキュー活動を行った場合には、当該技術的支援者に対し謝礼金として日額20,000円を支給する。

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第6条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、四半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、甲から乙に技術的支援要請を行った令和元年10月24日から令和2年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月24日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445
日宝丸ビル2階1・2号

一般社団法人国宝装演師連盟 理事長 山本記子

市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書
の一部を変更する協定書

令和元年10月24日付けで川崎市を甲、一般社団法人国宝修理装演師連盟を乙として、甲、乙両者間において締結した市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり定める。

第3条を次のとおり改める。

(甲の責務)

第3条 甲は、負担金として、2,795,560円を負担する。

2 甲が支払う負担金について、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 川 崎 市
川崎市長 福 田 紀 彦

乙 京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445
日宝烏丸ビル2階1,2号

一般社団法人国宝修理装演師連盟 代表理事 山 本 記 子

川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書

(目的)

第1条 令和元年10月12日における台風第19号により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援の要請にあたり、支援者に対する交通費等の支払いに関して、川崎市を甲、全国美術館会議を乙とし、甲、乙両者間において、次のとおり「川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定」を締結する。

(経費)

第2条 市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、負担金として、4,350,000円を負担する。

2 甲が支払う負担金は、概算払いとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

(交通費等)

第5条 甲が負担する交通費は、独立行政法人国立美術館旅費規則に準じて算出した額とする。ただし、日当については移動距離等にかかわらず支給はしない。

2 前項に定めるもののほか、川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品修復等のための技術的支援を行った場合には、当該技術的支援者に対し雑費として日額1,500円を支給する。

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第6条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、四半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲が乙に支払うものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、甲から乙に技術的支援要請を行った令和元年10月24日から令和2年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月24日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都台東区上野公園7-7 国立西洋美術館内
全国美術館会議会長 建 畠 哲

川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書

川崎市長 福田 紀彦（以下「甲」という。）と神奈川県博物館協会会長 薄井 和男（以下「乙」という。）は、令和元年10月12日における台風第19号により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための甲からの技術的支援の要請に応じた神奈川県博物館協会加盟館園職員（以下「技術的支援者」という。）に対する交通費等の支払いに関して、次のとおり協定を締結する。

（経費）

第1条 川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、負担金として、1, 100, 000円を負担する。

2 甲の負担金の支払い方法は、乙への概算払いとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

（交通費等）

第4条 甲が負担する交通費は、川崎市旅費支給条例に準じて算出した額とし、乙が交通費を技術的支援者が指定する銀行口座に振込む場合は、振込手数料相当額も負担するものとする。ただし、日当については移動距離等にかかわらず支給しない。

2 前項に定めるもののほか、川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品修復等のための技術的支援を行った場合は、当該技術的支援者に対し雑費として日額1, 500円を支給する。

（秘密保持及び個人情報の適正な維持管理）

第5条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この項において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（報告等）

第6条 乙は、四半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲、乙が協議のうえ不足金の補填方法等その取扱いについて決定するものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の有効期間は、甲から乙に技術的支援要請を行った令和元年10月24日から令和2年3月31日までとする。

（その他）

第8条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月24日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 横浜市中区南仲通5-60神奈川県立歴史博物館内
神奈川県博物館協会 会長 薄井 和男

川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書

(目的)

第1条 令和元年10月12日における台風第19号により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援の要請にあたり、支援者に対する交通費等の支払いに関して、川崎市を甲、特定非営利活動法人文化財保存支援機構を乙とし、甲、乙両者間において、次のとおり「川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定」を締結する。

(経費)

第2条 川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等及び謝礼金に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、負担金として、4,320,000円を負担する。

2 甲が支払う負担金は、概算払いとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

(交通費等)

第5条 甲が負担する交通費は、川崎市旅費支給条例に準じて算出した額とする。

2 川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品レスキュー活動を行った場合には、当該技術的支援者に対し謝礼金として日額20,000円を支給する。

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第6条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、四半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、甲から乙に技術的支援要請を行った令和元年11月7日から令和2年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年11月7日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都台東区池之端4-14-8 ビューハイツ池之端102号
特定非営利活動法人
文化財保存支援機構 理事長 三輪嘉六

川崎市市民ミュージアム収蔵品救出等ボランティア派遣に関する協定書

(目的)

第1条 令和元年10月12日における令和元年東日本台風により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品救出等のためボランティアの派遣にあたり、川崎市を甲、特定非営利活動法人文化財保存支援機構を乙とし、甲、乙両者間において、次のとおり「川崎市市民ミュージアム収蔵品救出等ボランティア派遣に関する協定」を締結する。

(経費)

第2条 市民ミュージアム収蔵品救出等ボランティア派遣に要する経費は、甲は負担金をもって充てるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品救出等を行ったボランティアに対し、交通費相当として一人当たり日額1,000円を負担するものとし、乙に負担金として124,000円を負担する。

2 甲が支払う負担金は、概算払いとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担うものとする。

(守秘義務)

第5条 収蔵品救出にあたり市民ミュージアムにおいて知り得た情報は、甲の承諾なく、第三者に対して漏洩してはならない

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第6条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、年度末に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲が乙に支払うものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和2年2月25日から令和2年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都台東区池之端4-14-8 ビューハイツ池之端102号
特定非営利活動法人文化財保存支援機構
理事長 三輪嘉六

川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書

(目的)

第1条 令和元年10月12日における台風第19号により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援の要請にあたり、支援者に対する交通費等の支払いに関して、川崎市を甲、公益財団法人日本博物館協会を乙とし、甲、乙両者間において、次のとおり「川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定」を締結する。

(経費)

第2条 川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、負担金として、1,000,000円を負担する。

2 甲が支払う負担金は、概算払いとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

(交通費等)

第5条 甲が負担する交通費は、独立行政法人国立美術館旅費規則に準じて算出した額とする。ただし、日当については移動距離等にかかわらず支給はしない。

2 前項に定めるもののほか、川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品修復等のための技術的支援を行った場合には、当該技術的支援者に対し雑費として日額1,500円を支給する。

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第6条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、四半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は、甲から乙に技術的支援要請を行った令和元年11月25日から令和2年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年11月25日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都台東区上野公園12-52

公益財団法人日本博物館協会 会長 銭谷真美

川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等に係る技術的支援及びボランティア派遣に関する協定書

(目的)

第1条 令和元年10月12日における令和元年東日本台風により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援の要請にあたり、支援者及びボランティアに対する交通費及び謝礼金の支払いに関して、川崎市を甲、特定非営利活動法人文化財保存支援機構を乙とし、甲、乙両者間において、次のとおり「川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等に係る技術的支援及びボランティア派遣に関する協定」を締結する。

(経費)

第2条 川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者及びボランティアへの交通費及び謝礼金に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、負担金として、概算払いにより乙に金7,843,000円を支払う。

2 甲が支払う負担金の支払い予定時期は次のとおりとし、乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

支払い予定月	支払金額
7月 (上半期分)	3,657,400円
10月 (下半期分)	4,185,600円

(乙の責務)

第4条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

(交通費及び謝礼金)

第5条 甲が負担する交通費は、川崎市旅費支給条例に準じて算出した額とする。

2 川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品レスキュー活動を行った場合には、当該技術的支援者に対し謝礼金として日額20,000円を支給する。

3 川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品レスキュー活動を行ったボランティアに対し、交通費一人当たり日額1,000円を支給する。

(守秘義務)

第6条 収蔵品救出にあたり市民ミュージアムにおいて知り得た情報は、甲の承諾なく、第三者に対して漏洩してはならない

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第7条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(報告等)

第8条 乙は、半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、半期毎に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和2年4月20日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第10条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月20日

甲 川 崎 市
川崎市長 福 田 紀 彦

乙 東京都台東区池之端 4-14-8 ビューハイツ池之端 102 号
特定非営利活動法人
文化財保存支援機構 理事長 三 輪 嘉 六

川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に関する協定書

川崎市長 福田 紀彦（以下「甲」という。）と神奈川県博物館協会会長 薄井 和男（以下「乙」という。）は、令和元年東日本台風により被災した川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための甲からの技術的支援の要請に応じた神奈川県博物館協会加盟館園職員（以下「技術的支援者」という。）に対する交通費等の支払いに関して、次のとおり協定を締結する。

（経費）

第1条 川崎市市民ミュージアム収蔵品修復等のための技術的支援者への交通費等に要する経費は、甲の負担金をもって充てるものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、負担金として、800,000円を負担する。

2 甲の負担金の支払い方法は、乙への概算払いとし、次の表の左欄の区分に応じて乙から適切な手続きに従って請求があった場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を、すみやかに乙が指定する口座に支払うものとする。

支払い予定月	支払金額
7月（第1回支払い分）	330,000円
10月（第2回支払い分）	250,000円
1月（第3回支払い分）	220,000円

（乙の責務）

第3条 乙は、当該経費の執行機関となり、また、資金の出納を担当するものとする。

（交通費等）

第4条 甲が負担する交通費は、川崎市旅費支給条例に準じて算出した額とし、乙が交通費を技術的支援者が指定する銀行口座に振込む場合は、振込手数料相当額も負担するものとする。ただし、日当については移動距離等にかかわらず支給しない。

2 前項に定めるもののほか、川崎市市民ミュージアムにおいて収蔵品修復等のための技術的支援を行った場合は、当該技術的支援者に対し雑費として日額1,500円を支給する。

（守秘義務）

第5条 収蔵品救出にあたり市民ミュージアムにおいて知り得た情報は、甲の承諾なく、第三者に対して漏洩してはならない

（秘密保持及び個人情報の適正な維持管理）

第6条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この項において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（報告等）

第7条 乙は、四半期毎に報告書を作成し甲に提出するとともに、年度末に経費を精算し、余剰金が発生した場合は甲に返納し、不足金が発生した場合は甲、乙が協議のうえ不足金の補填方法等その取扱いについて決定するものとする。

（協定の期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和2年7月14日から令和3年3月31日までとする。

（その他）

第9条 本協定に定める事項において疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月14日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 横浜市中区南仲通5-60神奈川県立歴史博物館内
神奈川県博物館協会 会長 薄井和男